

## 議案第50号

### 鳥取県港湾管理条例の一部改正について

次のとおり鳥取県港湾管理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第5条関係）

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種 類	区分	使用料	
		単位	金額
略			
荷役機械	ジブクレーンを 使用する場合	1時間につき	5,142円
		1週間につき	230,400円
	グラブバケット を使用する場合	1時間につき	8,503円
略			

2 略

備考 略

別表第1（第5条関係）

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種 類	区分	使用料	
		単位	金額
略			
荷役機械		1時間につき	5,142円
		1週間につき	230,400円
略			

2 略

備考 略

附 則

この条例は、平成28年5月1日から施行する。